

文教厚生委員会会議録

日時 令和8年3月16日（金）

午前10時開会、午前11時44分閉会

場所 第2委員会室

1 開会

2 委員長挨拶

3 協議事項

（1）付託された議案の審査

- ①議案第37号 令和8年度土浦市国民健康保険特別会計予算
- ②議案第38号 令和8年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算
- ③議案第39号 令和8年度土浦市介護保険特別会計予算
- ④議案第49号 令和7年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第5回）
- ⑤議案第50号 令和7年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5回）
- ⑥議案第51号 令和7年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第4回）

（2）その他

4 閉会

出席委員（8名）

委員長	田中	義法
副委員長	鈴木	一彦
委員	吉田	千鶴子
委員	勝田	達也
委員	矢口	勝雄
委員	福田	勝夫
委員	平岡	房子
委員	根本	法子

欠席委員（なし）

説明のため出席した者（３名）

保健福祉部長

水田 和広

高齢福祉課長

中山 悟

国保年金課長

武井 衛

事務局職員出席者

主幹

高橋 陽平

傍聴者（なし）

○田中委員長 ただ今から文教厚生委員会を開会いたします。本日の委員会において、体調管理のために水分補給を許可いたします。本日、鈴木副委員長は遅れてまいります。委員の皆様にはお願いです。審査の中で委員長報告の中に意見として入れたい事項がございましたら、発言をするときに意見として入れたい旨を言ってください。それでは、協議事項（１）付託された議案の審査に入ります。サイドブックスは本会議、令和８年第１回定例会、事前配付資料、議案第３４号～３９号、令和８年度一般特別会計予算書を御準備ください。議案第３７号令和８年度土浦市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 議案第３７号令和８年度国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。２３６ページ及び２３７ページをお願いいたします。表の本年度の下段の歳入歳出のそれぞれの合計額を御覧いただきたいと思います。歳入歳出の予算の総額はそれぞれ１２７億８,５６５万９,０００円で、対前年度比では３億７,２０１万２,０００円、２.８％減となっております。減額の主な要因につきましては、被保険者数の減少に伴う保険給付費の減額によるものでございます。なお、国保の加入状況につきましては、令和８年１月末現在で、被保険者数は２万５,６９０人、前年同月比で９７４人、３.６５％の減となっております。２３８ページをお願いいたします。第２表債務負担行為でございます。ジェネリック医薬品利用差額通知事業委託料につきましては、通知後のレセプトデータによる効果測定３回目を５月に行うのですが、年度を超える場合があるため、期間と限度額を設定するものでございます。それでは歳入から説明させていただきますので、２４２ページをお願いいたします。１款国民健康保険税は、歳入予算額の２２.２％を占めるもので、被保険者数は減少

しているものの、所得の増加や子ども・子育て支援金の導入により、前年度との比較では1億1,364万7,000円、4.2%の増となっております。つづいて、245ページをお願いいたします。4款国庫支出金、1項、1目災害臨時特例補助金は、東日本大震災の福島原発事故に伴う避難者の国保税及び医療機関等に支払う一部負担金の減免分を補填するために交付されるものでございます。令和7年度では国保税減免世帯が5世帯、一部負担金減免世帯が4世帯8人という状況でございます。246ページをお願いいたします。5款県支出金、1項、1目保険給付費等交付金でございます。1節普通交付金は、被保険者の医療費である保険給付費の支払に必要な費用が県から交付されるものでございます。前年度比で2億5,321万5,000円、2.9%の減となっております。2節特別交付金のうち、説明欄1項目の保険者努力支援分は、各保険者における医療費適正化や収納率の向上等、国保が抱える課題に対する取組などの努力に対して点数に応じた支援金が交付されるもので、前年度と同額計上でございます。説明欄2項目目の特別調整交付金分は、市町村の特別な事情、例えば20歳未満の被保険者数が多いことなどによる財政影響があることなどを考慮して交付されるものでございます。前年度比420万8,000円、20.7%減となっております。令和6年度実績額と同額計上でございます。説明欄3項目目の県繰入金（2号分）は、県の国民健康保険運営方針に対する取組状況の評価や、その他知事が認めたものによる額等を勘案した算定額が交付されるものでございます。説明欄4項目目の特定健診等負担金は、特定健康診査の実施に対して国と県がそれぞれ3分の1相当額を負担するものでございます。前年度比174万6,000円、7.7%の増となっております。247ページをお願いいたします。6款財産収入、1項、1目利子及び配当金は、国保会計分の財政調整基金の利子を積み立てるもので、推定した利子率より算出しております。248ページをお願いいたします。7款繰入金、1項、1目一般会計繰入金でございます。出産育児繰入金、出産一時金の3分の2を繰入、が廃止となったため、前年度比2,034万3,000円、2%の減となっております。1節保険基盤安定繰入金から6節財政安定化支援事業繰入金は国が定める一般会計からの法定分の繰入でございます。1節保険基盤安定繰入金保険税軽減分は一般被保険者の低所得者に対する保険税軽減、7割、5割、2割の軽減分を県が4分の3、市が4分の1の負担金を繰り入れるものでございます。前年度比2,066万2,000円、4.6%減となっております。2節保険者支援分は、低所得者が多い保険者に対する支援分として国2分の1、県4分の1、市4分の1の負担金を繰り入れるものでございます。前年度比3,749万3,000円、16.5%の増となっております。3節未就学児均等割軽減分は未就学児の均等割5割軽減分として国2分の1、県と市4分の1の負担額を繰り入れるものでございます。前年度比233万4,000円、

22.1%減となっております。4節産前、産後保険料繰入金は、出産に伴う被保険者の所得割額及び均等割保険税の産前、産後の軽減分として国2分の1、県、市4分の1の負担金を繰り入れるものでございます。前年度比23万8,000円、8.7%減となっております。5節職員給与費等繰入金は、国保特別会計で負担している人件費等の事務経費相当分の額に対する繰入金でございます。前年度比348万1,000円、1.9%減となっております。6節財政安定化支援事業繰入金は、国保が低所得者や高齢者の加入割合が多いことなど、保険者の責めに帰することのできない実情に対する繰入で、財源は国から交付税措置されるものでございます。前年度比215万1,000円、7.5%減となっております。7節その他一般会計繰入金につきましては、財源不足等を補填するために、法定外分として計上している繰入金でございます。なお令和8年度は、国・県が推進している赤字削減解消の方針に基づき、決算補填目的には当たらない経費のみの繰入として前年度と同額の1億円となっております。2項、1目、1節財政調整基金繰入金につきましては、財源不足を調整するものでございます。前年度比、2億1,086万9,000円、65.3%減となっております。250ページをお願いいたします。下段の9款諸収入、3項雑入、1目一般被保険者第三者納付金につきましては、交通事故等の第三者の不法行為による保険給付について、県国保連合会に損害賠償の求償事務を委託して収納する賠償金でございます。なお、説明欄の訴訟分につきましては、令和8年度中に結審した場合の見込額でございます。2目一般被保険者返納金は、国保の資格喪失後に医療給付を受けた場合や、高齢受給者証の自己負担割合の変更等による不当利得に係る返納金でございます。以上が歳入予算でございます。つづきまして、251ページをお願いいたします。歳出予算について御説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、給付係7名の職員及び一般管理事業の会計年度任用職員1名分の人件費のほか、一般事務費で前年度比112万7,000円、1.6%の減となっております。一般管理事業の主なものといたしましては、11節役務費、手数料は県国保連合会へのレセプト管理システム手数料及び交通事故等による第三者求償事務の取扱手数料でございます。12節委託料、弁護士委託料は、交通事故による第三者の不法行為に係る保険給付の訴訟のため、市の顧問弁護士に委託する第三者行為訴訟代理人委託料でございます。2項徴税費、1目徴税総務費は、賦課係7名分の職員人件費でございます。2目賦課徴収費は会計年度任用職員4名分の人件費のほか、事務経費で前年度比226万2,000円、3.9%の減となっております。252ページをお願いいたします。賦課徴収事業の主なものといたしましては、11節役務費の通信運搬費は、納税通知書及び資格確認書等の郵便料でございます。手数料は金融機関への紹介手数料や国保加入者の資格給付管理の共同電算処理の国保連合会の手数料でございます。12節委託

料の電算委託料は、国保加入者の資格給付管理の共同電算処理や被保険者証の作成等の電算業務委託料でございます。253ページをお願いいたします。2款保険給付費につきましては、国保特別会計の歳出予算額の67.7%を占めており、前年度比2億5,606万7,000円、2.9%の減となっております。1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費は、被保険者の診療や入院時などの給付分でございます。前年度比、2億3,486万円、3.1%の減となっております。2目一般被保険者療養費は、各被保険者における保険適用となった柔道整復施術費やコルセット代などの給付分でございます。3目審査支払手数料は、県、国保連合会において行う診療報酬明細書の審査とレセプト電算処理の手数料でございます。2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費は1か月間の医療費の自己負担が高額となった場合に、自己負担限度額を超えた分が支給されるものでございます。前年度比1,858万1,000円、1.6%減となっております。253ページの一番下から254ページをお願いいたします。2目一般被保険者高額介護合算療養費は、医療と介護保険のサービスのいずれも利用する場合の負担を軽減する制度で、1年間の医療費と介護料の負担合計額が高額となった場合に限度額を超えた分が支給されるものでございます。4項出産育児諸費、1目出産育児一時金は被保険者が出産した際に、50万円を限度として支給するもので、前年度比350万2,000円、8.0%の減となっております。255ページをお願いいたします。5項葬祭諸費1目葬祭費は、被保険者が死亡した場合に葬儀を執り行った方に葬儀費用として5万円を支給するものでございます。256ページをお願いいたします。3款国民健康保険事業費納付金の1項医療給付費分から3項介護納付分までの既存の納付金及び令和8年度に創設される子ども・子育て支援金納付分の納付につきましては、県が毎年度、被保険者数や保険給付費の推計を行い、県に交付される公費等を差し引いて金額を算出し、市町村の所得や医療費の水準に応じて配分されるものでございます。前年度比、1億1,048万7,000円、2.8%の減となっております。258ページをお願いいたします。4款保健事業費、1項、1目特定健診等事業費は、保険者に義務付けられた特定健診、健康診査事業において、生活習慣病予防対策や生活習慣の改善指導を実施するための経費で、前年度比273万5,000円、2.8%の減となっております。説明欄1項目目の特定健康診査等事業の主なものといたしまして、12節委託料につきましては、県総合健診協会、医療機関等に対する特定健診及び特定保健指導の委託料でございます。18節負担金補助及び交付金の特定健診関連人間ドック等補助金は、人間ドック・脳ドック受診者の特定健診基本項目分に対する補助でございます。なお、受診者1人分の費用に対して特定健診基本項目分が国・県補助の対象となることから、特定健診分のドック受診実績が確定できるよう、2項、1目の疾病予防費の市単独分、疾病予防事業の人間ドック、

脳ドック健診補助金と分けて計上しております。説明欄 2 項目目の特定健康診査に係るかかりつけ医からの情報提供事業につきましては、治療の一環として行った特定健康診査の項目について、医療機関から検査データの提供をいただくものでございます。2 項、1 目疾病予防費の説明欄 1 項目目の疾病予防事業は市単独分の生活習慣病健診、人間ドック、脳ドック健診の補助金でございます。説明欄 2 項目目の医療費適正化特別対策事業は、診療報酬明細書の点検に係る会計年度任用職員 2 名分の人件費のほか、事務費でございます。疾病予防費は前年度比 3 4 5 万 4, 0 0 0 円、6. 7 % 減となっております。2 5 9 ページをお願いいたします。説明欄 3 項目目のジェネリック医薬品利用差額通知事業は、ジェネリック医薬品利用差額通知に係る委託料でございます。2 6 0 ページをお願いいたします。5 款基金積立金は、国保特別会計分の財政調整基金積立金で年度間の財政の調整を行い、国保財政の健全な運営に資するものでございます。当初予算では、歳入歳出で基金会計の利子予定額を計上しております。また、後に前年度の決算剰余金を基金積立金のために 9 月補正で計上いたします。2 6 1 ページをお願いいたします。6 款諸支出金、1 項、1 目一般被保険者保険税還付金は一般被保険者の国保税の過年度分の介護納付金でございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○田中委員長 これに対して御質問等はございませんか。

(なしとの声あり)

○田中委員長 ないようなので、採決をいたします。議案第 3 7 号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第 3 7 号令和 8 年度土浦市国民健康保険特別会計予算は、原案どおり決しました。つぎに、議案 3 8 号令和 8 年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。執行部より説明をお願いいたします。

○武井国保年金課長 議案第 3 8 号令和 8 年度後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。2 6 9 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額はそれぞれ 3 0 億 6, 6 6 9 万円で、前年度比 3 億 9, 6 5 5 万 8, 0 0 0 円、1 4. 9 % 増となっております。増額の主な要因としましては、被保険者数の増加によるもので、被保険者数は令和 8 年 1 月末現在で 2 万 4, 2 3 7 人、前年度比 5 0 人、2. 1 % の増となっている状況でございます。それでは、歳入から説明させていただきますので、2 7 4 ページをお願いいたします。1 款後期高齢者医療保険料は、被保険者の医療給付に充てる財源として徴収するもので、年金から差し引かれる特別徴収と、納付書により納付していただく普通徴収に分かれており、前年度比 3 億 5, 2 7 6 万 4, 0 0 0 円、

16.8%の増となっております。なお、保険料率は2年ごとに見直しとなっております、令和8年度に改定を行います。また、子ども・子育て支援金制度が創設され、従来の保険料と合わせ、子ども・子育て支援納付金を徴収することとなっております。276ページをお願いいたします。3款繰入金、1項、1目事務費繰入金は、職員6名分の人件費や電算処理業務委託料などの事務経費に対する一般会計からの繰入りで、前年度比844万9,000円、13%の増となっております。2目保険基盤安定繰入金は、保険料軽減分を公費で県4分の3、市4分の1の負担をするための繰り入れで、一般会計に交付された県支出金に市費分を合わせて同会計から繰り入れるもので、前年度比2,967万3,000円、7.1%の増となっております。3目保健事業費事業繰入金は、被保険者の健康増進を図るため、健康診査や人間ドック、脳ドック受診に係る経費や令和6年度から新規で実施している高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業委託金分を一般会計から繰り入れるもので、前年度比530万5,000円の6.6%増となっております。以上が歳入予算でございます。つづきまして、279ページをお願いいたします。歳出予算について御説明いたします。1款総務費、1項、1目一般管理費は職員人件費のほか、後期高齢者医療事業の事務執行に係る事務経費で、前年度比864万7,000円、12.4%の増となっております。一般管理費で主なものとしましては、11節役務費の通信運搬費は、資格確認書などの郵送料でございます。12節委託料は、後期高齢者医療に係る各種リスト作成などの電算処理業務の委託料でございます。令和8年度から仮徴収の回収を増やし、徴収率の向上を図ったことに伴いまして処理項目が増加したため、委託料が増額となったものでございます。280ページをお願いいたします。2款後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者が納付した保険料等を県広域連合へ納付するもので、前年度比3億8,244万3,000円、15.2%の増となっております。281ページをお願いいたします。3款保健事業費、1項、1目健康診査費は、広域連合からの受託により実施する被保険者の健康診査を行うための経費で、前年度比15万4,000円、0.5%の増となっております。12節委託料は、被保険者の健康診査の基本項目に係る市医師会及び県総合健診協会等への委託料でございます。2目疾病予防費は、疾病予防事業と高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業があり前年度比499万6,000円、12%増となっております。疾病予防事業では、広域連合が指定する健康診査の基本項目以外に対する市単独分の健康診査委託料と人間ドック及び脳ドックへの補助等を行っております。12節委託料の単独後期高齢者健康診査委託料は市単独分の健康診査の追加項目、貧血心電図、眼底検査、クレアチニンに係る市医師会及び県総合健診協会への委託料、また、人間ドック等委託料は人間ドック、脳ドックに係る健康診査記録の特定健康診査等データ管理システムへの入力代行業務委託料でござ

ざいます。18節補助金は、被保険者の人間ドック、脳ドック受診者への補助で、受診した医療機関に対して定額、国保と同額でございますが、人間ドック2万円、脳ドック2万7,000円を助成するものでございます。高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業では、保健事業と介護予防事業が連携して後期高齢者の疾病予防、重症化予防とフレイル予防に取り組み、健康寿命の延伸を目的として実施するものでございます。12節委託料は、健康状況不明者対策事業及び低栄養防止事業のハイリスクアプローチの委託料となっております。282ページをお願いいたします。4款諸支出金、1項、1目保険料還付金は、死亡や転出等による被保険者資格喪失に伴う保険料の還付金の計上でございます。

○田中委員長 これに対して御質問等はございませんか。

○吉田(千)委員 御説明ありがとうございます。280ページの後期高齢者医療保険料納付事業。これが前年度の比較で高くなってきてるわけなんですけれども、これはずっと上がっているという状況でしょうか。

○武井国保年金課長 後期高齢へ移る方が増えてますので、団塊の世代の後期高齢への移行は終わりましたが、まだ高齢者の方が多いものですから、まず下がるということはないと思います。毎年10%前後は増えていくと思っております。

○吉田(千)委員 団塊の世代が終わったとしても、いずれにしても、75歳に移る。そういう方が増えてくるから、必然的にこれは上がっていくという状況があるということですね。なかなか大変ですけれども分かりました。そして、281ページのそうした中であって、なるべく医療費を抑えたいということでいろいろ事業をしていたら、高年齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業ということで、もうちょっと具体的に教えていただきたいのと、なかなかその見える化というのは難しいんだろうと思うんですけれども、何かデータが出てくるといいのかなというふうには思ったんですが、その辺も含めて伺います。

○武井国保年金課長 一体的事業というのが、国の主導で、令和6年度にほぼ100%近くの自治体が行うというような形で、実際には95～6%の全国の自治体が始めたことで、当市も令和6年度から始めた事業でございます。後期高齢の前、74歳までは健康診断を行っていたものが、後期高齢になりますと継続が難しいということで、国のほうでは今までどおりの健康診査と介護予防も併せて行うということになりまして、現在、国保年金課と保健センター、高齢福祉課で一体となって進めている状況です。まずはこれまでの国保のデータベースを見てそういう医療機関にかかっているかどうかとか、健康状態が不明な方とか、そういったものをまずリストアップして、お声掛けをして、予防していこうという観点から始まったものでございます。大体そ

のような部分で行っておりまして、今後も継続してやっていくような事業でございます。

○水田保健福祉部長 補足ですが、281ページの委員がおっしゃった一体的事業の一番下のところに、ハイリスクアプローチ委託料とあります。病院にかかっていない、健診履歴がないような方を補足させていただいて、保健師協会のほうに委託をさせていただいて、通知を差し上げて、現場のほうに行っていただいて、直接お話をして、どういう生活状況なのかを確認するのがハイリスクアプローチ。あともう一つがポピュレーションアプローチといって、一般的な生活をされている方の中で今度は介護のほうと連携してやっていこうと。生活はちゃんとできてるけども、要支援要介護にならないように介護予防に取り組んでいまいしょうということで、通いの場に御案内するとか、シルバーリハビリ体操教室を御案内するとか、そういうところに振り向けて、医療と介護の世界に入らないようにしていただくという取組が、ポピュレーションアプローチ。その二つの柱で保健事業と介護予防の一体化というところは、実施しているところでございます。

○吉田（千）委員 そういった方に直接アプローチをして、そういう働きをしてくださってるということをととても理解いたしました。介護予防、介護が必要とならないように、また、医療費がかさまないように本当に様々な角度からやってくださってることに本当に感謝をいたします。これからも努めていただけるということでございますので、皆様には大変のお力をお借りするわけでございますが、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

○福田委員 関連で教えてください。今、吉田委員のほうでお話ありました280ページの後期高齢者の医療費。もう段階的に上げざるを得ないと。いろいろ状況はよく分かるんですけども、令和7年度の広域連合が私はよく分からないんですけども。この積立金みたいのがありますよね。こういうのはどういうふうに反映されているんですか。別になっちゃうんですが、広域連合の積立金というのは。

○武井国保年金課長 実際に広域連合は広域連合で、今回の後期高齢の事業に当たっては、向こうからのお金のほうはいただいておりますので、当然その不足分に対する基金はあると思います。ただ、市はあくまでも後期高齢の部分の基金はないものですから、その分は剰余金が生じた場合には、一般会計を繰り入れるような形になっておりますので、後期高齢のほうはそちらで基金のほうはあります。

○福田委員 本来ならば、この広域連合の積み立ててる金を何も貯めておくことはいわけだから、それを活用すべきだと思うんですけどね。これは市の財政とまた違うんでしょうけれども。広域連合がどういう役割をしてるのかというのが私はよく分か

らないんですけど、今日の議題とまた別になっちゃうのかなこの話は、その辺どうなんですかね。

○武井国保年金課長 当然後期高齢関係の事業に関しては全部後期広域連合からお金はもう来てますし、当然その納付金、保険料も当然皆さんに納めていただいたものを最終的には納付金として広域連合のほうへ納付しているような状況です。市もほぼ100%広域連合のほうから、歳入としていただいているような状況で、市としての支出はほぼない状況です。ですから万が一後期高齢者の医療費が結構掛かる場合には、当然、広域連合のほうの基金を取り崩して市町村の方へ配分すると思います。

○福田委員 後期高齢者の納付、私も驚いたんですけども、議員になったらなぜか議員歳費の1か月分と同じ額をそっくり納付するんですよね。いずれにしても、この後期高齢者の納付金は議員とは関係なく上がってきてるね。これ何とかならないのかと。何とかしようって電話もかかってくるんですけども。年金が減っちゃう。国保も含めていろいろな意味で上がるということだね。もうちょっと何とかならないものなのかね。無理なお願いしてもしょうがないんでしょうけども、もしその辺のことで御意見があればお聞きしたいんですけども。

○武井国保年金課長 そもそも後期高齢のほうは2年に1回税率改正を行って皆さんに納めていただいているんですけども、後期高齢ばかりじゃなくて国保の国保税も同じなんですけど、所得に応じてその所得割がかかります。当然所得のある方に関してはその限度額の範囲内で納付していただくというものですので、所得のある方はその分、それ相応分を納付していただくということです。

○水田保健福祉部長 今の福田委員に対してお答えになるかどうか分からないんですが、後期高齢者の医療制度というのは、その財源の2分の1は、国、県、市町村が負担しています。残りの2分の1については、高齢者から1割を保険料としていただいています。我々、生産年齢段階の人間が払っている保険料の中からも、後期高齢者のほうに4割分はお金を出させていただいて、後期高齢者の会計を賄っており、その負担割合は今のところ変わらないかたちで運用されています。後期高齢者保険に加入していただいている方には、1割の保険料をお願いしております。そこをできるだけ少なくしていくためにはということで、先ほども御説明させていただいたとおり、医療費が掛からないようにすることをできるだけ取り組んでいくことによって、圧縮をかけて、ひいては保険料の金額にもできるだけ響かないように。その議論というのは、後期高齢者の医療ばかりではなくて、我々の厚生年金の保険料もそうですし、国保の保険料もそうですし、どれだけ医療費用、医療給付費を抑えていくかっていうところに一番我々の取組を集中させていかなければいけないということで、いろいろな取組をやらせていただいております。あと、先ほど吉田委員からもありました納付金につ

いてですけれども、保険料というのは後期高齢者の医療の中で保険料を決めて、それに基づいて我々が徴収をさせていただいて、集めたものを後期のほうに納付金として送る。その財源が何に使われるかという、医療機関に全部行くような流れになっておりますので、積立てでお金を持ってるとかそういうものではありません。ただ、44市町村の会計を持っていますので、そこでの財源調整を図るために必要な部分はある程度担保させていただいて基金として持ってるというところですね。その辺を御理解いただければ。日本という国は皆保険制度でやっておりますので、そこをこれから、人口が減少していく中で検討していかなければならない課題の一つであると思いますので、これからも国、県の動きはきちんと捉えて、言うべきところは市町村として言っていかなければならないと思っております。

○矢口委員 執行部に対して質問ではなくて議員間討論の範ちゅうに入るんですがそれでもよろしいですか、委員長。

○田中委員長 どうぞ。

○矢口委員 私は後期高齢者医療連合に土浦市議会の代表として行かせていただいておりますので、その立場からも少しお話しさせていただければと思うんですが、そもそも高齢者の方は非常に医療費が掛かってます。若い方よりもお医者さんに行く機会が当然多いので。その大きな医療費に対して、誰がどのように負担するのかという議論になってくると思うんですね。今、水田部長が説明してくださったように、後期高齢者の保険料だけでなく若い方々も後期高齢者分として保険料納付してますし、また、半分は国、県、市と負担していると。つまり誰がどのように、高齢者の大きな金額の医療費を負担していくかっていうことを、今後も私たちも、そして市民国民全体が考えていかなきゃいけない大きな課題だと思うんですね。その中の一つとして、本当に個人的な意見なんですけど、私の身内にも高齢者がおります。身内の話なんでは言えるんですけど。自分が医療費を払ってる自覚があんまりないんですよ。それはなぜないかっていうと1割負担だから。もらっているのではなくて、1割ですけど払っているし、また、9割は保険制度で負担いただいているんですね。こういった1割負担が本当に良いのかどうか、ここも考えなきゃいけない。福田委員は大変恐縮ですけど、この世代からすると大きな収入を得ているんで当然大きな保険料を払ってるわけなんですけど、一般的に高齢者はもう引退されてる世代なんで、収入も少ないですから保険料も少ない。やっぱり皆さんが医療に対してお金が掛かってるっていうことを自覚いただいて、若い人たちにも負担してもらってるんだっていうことを考えていただくのが何より大事じゃないかなと私としては思っているところであります。

○田中委員長 ありがとうございます。これに対して御質問等はございませんか。

(なしとの声あり)

○田中委員長 ないようなので、採決をいたしたいと思います。議案第３８号は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(異議ありとの声あり)

○田中委員長 異議がありましたので、説明していただきたいと思います。

○福田委員 今、部長さんと武井課長いろいろ説明いただきました。それで、確かに議員になると報酬は上がりますけど、そういうことじゃなくて、全体として引き続きいろいろな点で努力してもらいたいと思います。そういう点で、私は異議があります。

○田中委員長 異議がありましたので、挙手により採決をいたしたいと思います。議案第３８号に賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成５名（矢口副委員長、吉田委員、勝田委員、平岡委員、根本委員）)

○田中委員長 反対の方、挙手願います。

(反対１名（福田委員）)

○田中委員長 よって、賛成多数でございます。議案第３８号令和８年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算は、原案どおり決しました。ここで、鈴木委員がいらっしやいましたので、次の議案から出席となります。つぎに、議案第３９号令和８年度土浦市介護保険特別会計予算を議題といたします。執行部より説明願います。

○中山高齢福祉課長 それでは予算書のほう２８８ページ、２８９、２９０と第１表のところをお願いいたします。議案第３９号令和８年度土浦市介護保険特別会計予算について御説明させていただきます。介護保険の給付事業であります。保険事業勘定の歳入歳出予算の総額につきましては、それぞれ１３５億９、４２８万２、０００円、対前年比といたしまして０．６％の増となっております。増額の主な要因といたしましては、６５歳以上の人口は微増横ばいでございますが、そのうち７５歳以上の人口が伸びているという状況で、それに伴い、要介護認定者数が増えているという傾向で、保険給付費の増額になっているものでございます。それでは、歳入から主なものについて御説明をさせていただきます。２９４ページをお願いいたします。歳入の１款保険料、１項、１目第１号被保険者保険料でございますが、これにつきましては、６５歳以上の第１号被保険者の保険料でございます。前年度比３．６％の増でございます。２９６ページをお願いいたします。３款国庫支出金、１項、１目介護給付費負担金につきましては、保険給付費に対する国の負担分で、居宅サービス給付費の２０％及び施設サービス給付費の１５％が対象となります。前年度比０．３％増でございます。同じく２項、１目調整交付金につきましては国庫負担金の調整分で、国の示す交付率によるものでございます。前年度比２．２％の減でございます。同じく２目地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業）につきましては、介護予防日常生活支援事業総合事業に対する交付金でございます。事業費の２０％に調整交付金を加えた

額が交付となります。前年度比17.8%の増を見込んでおります。同じく3目地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業）以外の地域支援事業につきましては包括的支援事業任意事業に対する交付金でございまして、交付率は事業費の38.5%となりまして、前年度比0.2%の減を見込んでおります。一つ飛びまして、同じく5目の保険者機能強化推進交付金につきましては市町村による高齢者の自立支援、重度化防止等の取組を支援するための交付金でございまして、前年度比100%の増額を見込んでおります。6目介護保険保険者努力支援交付金につきましては市町村による予防、健康づくり、高齢者の自立支援、重度化防止等の取組を支援するための交付金で、前年度比0.5%の減を見込んでおります。297ページをお願いいたします。4款支払基金交付金、1項、1目介護給付費交付金につきましては40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料で、保険給付費の27%が支払基金から交付されるもので、前年度比0.2%増を見込んでおります。2目地域支援事業支援交付金につきましては介護予防生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費の27%が支払基金から交付されるもので、前年度比15.7%の増を見込んでおります。298ページをお願いいたします。5款県支出金、1項、1目介護給付費負担金につきましては保険給付費の県負担分で居宅サービス給付費の12.5%と、施設サービス給付費の17.5%が交付されるものでございまして、前年度比0.04%の増を見込んでおります。同じく2項、1目地域支援事業交付金につきましては、介護予防日常生活支援総合事業に対する交付金で、事業費の12.5%が交付されるものでございます。前年度比18.2%増を見込んでおります。同じく2目地域支援事業交付金で、介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援事業につきましては、包括的支援事業任意事業に対する交付金、事業費の19.2%が交付されるもので、前年度比で0.2%の減を見込んでおります。飛びまして、300ページをお願いいたします。7款繰入金、1項、1目介護給付費繰入金につきましては保険給付費の市負担分で、保険給付費の12.5%を一般会計から繰入れするもので、前年度比0.2%の増を見込んでおります。同じく2目地域支援事業繰入金につきましては介護予防日常生活支援総合事業の市負担分で、12.5%を一般会計から繰り入れするもので、前年度比18.2%の増を見込んでおります。3目地域支援事業繰入金で、こちらの介護予防日常生活総合支援総合事業以外の地域支援事業につきましては、介護予防日常生活支援事業以外の地域支援事業の市負担分でございます。19.25%を一般会計から繰入れするもので、0.2%の減を見込んでおります。4目低所得者保険料軽減繰入金につきましては、低所得者の保険料負担軽減策として保険料段階が第一段階から第三段階の方の保険料負担率を引き下げするため、一般会計から繰入れするもので、財源の内訳は国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1の負担となっており、前年度比0.01%

増を見込んでおります。5目その他の一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金につきましては介護保険事業に携わる職員の人件費、2節の事務繰入金につきましては、事務費に対する一般会計からの繰入金でございます。同じく2項、1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護給付費の不足分を準備基金から取り崩して充当するもので、前年度比58.3%減を見込んでおります。飛びまして、302ページをお願いいたします。9款諸収入、1項、1目第1号被保険者延滞金につきましては、過去5年間の実績額の平均から算出しており、13.3%の減を見込んでおります。同じく2項、1目第三者納付金につきましては、前年同額の計上とさせていただきます。歳入につきましては、以上でございます。つづきまして、歳出について御説明をさせていただきます。ページのほうは303ページをお願いいたします。1款総務費、1項、1目一般管理費につきましては、介護保険事業に携わる職員22名分の職員の人件費のほか、一般管理事業として介護保険事務処理にかかる電算業務委託料の経費が主なものでございます。2項、1目賦課徴収費につきましては、納付書の郵送料や保険料の算定処理、口座振替処理等の賦課徴収電算業務委託料が主なものとなっております。304ページをお願いいたします。同じく3項、1目介護認定審査会費につきましては、介護保険の認定審査会に係る経費でございまして、介護認定審査会の審査委員36名に対する報酬とペーパーレス化に伴うシステムの使用料が主なものでございます。2目認定調査費につきましては、介護保険の認定調査等に要する経費でございまして、調査委員5名及び事務補助委員3名の計8名分の会計年度任用職員の報酬、主治医意見書の作成手数料、要介護認定調査委託料などが主なものでございます。306ページをお願いいたします。2款保険給付費につきましては、保険事業勘定介護保険事業特別会計の94.3%を占めており、各種介護保険サービスの提供に要した経費として茨城県国民健康保険団体連合会に支払う費用で、サービス費につきましては、国民健康保険団体連合会を通してサービス提供事業者へ支払うものでございます。1項、1目居宅介護サービス給付費につきましては、要介護認定者が利用した居宅介護サービス費をサービス提供事業者を支払う費用でございまして、前年度比1.8%の減を見込んでおります。2目特例居宅介護サービス給付費につきましては要介護認定者が基準該当事業所を利用した特例居宅介護サービス費をサービス提供事業者を支払う費用でございまして、前年度比15%の増を見込んでおります。3目施設介護サービス給付費につきましては、要介護認定者が入所している施設において利用したサービス費用を施設事業者を支払う費用でございまして、前年度比0.9%の増を見込んでおります。一つ飛びまして、5目居宅介護福祉用具購入費につきましては、要介護認定者が入浴補助用具やポータブルトイレなどの福祉用具購入費用を10万円を限度に償還払いするもので、前年度比29.1%の増を見込んでおりま

す。6目居宅介護住宅改修費につきましては要介護認定者の方が手すりの取り付けや段差解消など、住宅改修をした際の改修費について、20万円を限度に支払するもので、前年度比23.9%の減を見込んでおります。307ページをお願いいたします。

7目居宅介護サービス計画給付費につきましては、要介護認定者が介護保険サービスを利用する際のケアプランの作成費用を作成事業者を支払う費用で、前年度比1.6%の増を見込んでおります。一つ飛びまして9目地域密着型介護サービス給付費につきましては、要介護認定者が利用したグループホームや認知症対応型デイサービスなどの地域密着型サービス費用をサービス提供事業者を支払う費用で、前年度比3.1%の増を見込んでおります。308ページをお願いいたします。

2項介護予防サービス等諸費につきましては、要支援1と要支援2の方へ各種介護予防サービスの提供に要する費用でございます。1目介護予防サービス給付費につきましては、要支援認定者が利用した介護予防サービス費用をサービス提供事業者を支払うもので、前年度比6.7%の増を見込んでおります。一つ飛びまして、3目介護予防福祉用具購入費につきましては、要支援者の福祉用具購入費用を負担割合に応じて10万円を限度に支払いするものでございます。4目介護予防住宅改修費につきましては、要支援認定者が住宅改修をした際の改修費について20万円を限度に利用者に償還払するものでございます。5目介護予防サービス計画給付費につきましては、要支援認定者が介護予防サービスを利用する際のケアプラン作成費用を作成事業者である地域包括支援センター等に支払う費用でございまして、前年度比17.6%の増を見込んでおります。309ページをお願いいたします。

3項、1目審査支払手数料につきましては、介護サービス費や介護予防サービス事業等の介護保険給付費の請求、審査及び支払事務を委託している国保連に対する手数料の支払いで、前年度比2.5%の増を見込んでおります。310ページをお願いいたします。

同じく4項、1目高額介護サービス費につきましては、要介護認定者が支払った居宅介護サービス費用が一定額を超えた場合、その超えた額について償還払する費用で、前年度比3.8%の増を見込んでおります。

5款、1目高額医療合算介護サービス費につきましては、一年間の医療保険と介護保険を合わせた自己負担額が一定額を超えた場合に、その超えた額について償還払する費用でございまして、前年度比1.7%の減を見込んでおります。311ページをお願いいたします。

6款、1目特定入所者介護サービス費につきましては、要介護認定者のうち、非課税世帯などの低所得者の方が施設に入所した場合の居住費、食費の自己負担分を軽減するための費用で前年度比4.7%の減を見込んでおります。312ページをお願いいたします。

3款地域支援事業、1項介護予防生活支援サービス事業費及び2項の一般介護予防事業費につきましては、介護予防日常生活支援総合事業となっております。1目介護予防生活支援サービス事業につきましては、緩和型

の訪問サービスとして掃除、調理、買い物などの生活支援を行う土浦市シルバー人材センター及び社会福祉協議会への委託料となっており、要支援者の方又は総合事業対象者の方が利用したサービス事業でございます。つづきまして、2目介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、総合事業の対象者の方がサービスを利用する際のケアプランの作成費用について、国保連を通じて支払う負担金で前年度比15.1%の増を見込んでおります。2項、1目一般介護予防事業費につきましては、一般介護予防事業を担当する職員の人件費のほか、313ページのほうに移りまして、介護予防啓発教室事業、介護予防セルフマネジメント支援事業、地域リハビリテーション活動支援事業に係る経費などございまして、高齢者の方々がいつまでも元気で介護が必要とならないようにするための事業に要する費用で、前年度比3.4%の減を見込んでおります。3項、1目任意事業費につきましては、介護サービスが本来の目的に沿った形で提供され、高齢者の自立支援に資するものであるよう、サービス内容の適正化、介護費用の適正化を図る介護保険適正化事業や施設入所者の相談や傾聴を行う介護相談員派遣事業。314ページに移りまして、成年後見制度支援事業、ひとり暮らし高齢者等の食事を配達し、安否確認を行う高齢者等在宅生活支援配食サービス事業、外出先での救急搬送や保護されたときに、緊急時の連絡先や警察、消防などへの情報提供を行う高齢者等見守りネットワーク事業など、高齢者の見守りに係る事業の経費となっております。2目在宅医療介護連携推進事業につきましては、かかりつけ医や多職種の協働による在宅医療と介護を一体的に提供できる支援体制の構築、運営を図るための事業に要する費用で、人生の最期まで住みなれた我が家で暮らし続けることができるような地域づくりを行うための人件費及び市民向けの在宅医療や介護、看取りをテーマとした講演会を開催するほか、多職種連携研修会など、在宅医療介護、介護連携拠点事業に係る費用が主なものでございまして、前年度比73.3%の増を見込んでおります。315ページに跨ります。3目認知症総合支援事業費につきましては、認知症基本法及び認知症施策推進計画に沿って共生社会の実現と新しい認知症観を主軸とした取組を進め、認知症になっても住み慣れた地域で暮らしていけるよう、認知症の方やその家族を地域ぐるみで支援することができる体制の構築を図るための経費でございます。市内2か所で毎月開催予定である認知症カフェの運営の委託料、地域包括支援センターうららと神立に設置しております認知症初期集中支援チームの委託料などが主なものでございまして、前年度比2.2%の増を見込んでおります。315ページ、4項、1目審査支払手数料につきましては、介護予防日常生活支援総合事業のサービス費等の介護保険給付費の請求、審査及び支払事務を委託している国保連に対する手数料の支払いで前年度比17%の増を見込んでおります。316ページをお願いいたします。4款、1項、1目介護給付費準備基金積立金につきましては、

基金利子及び決算余剰金等を介護給付費準備基金へ積み立てするもので、前年度比10.9%の増を見込んでおります。317ページをお願いいたします。5款諸支出金、2項、1目一般会計繰出金につきましては、重層的支援体制整備事業として一般会計に移行となりました地域包括支援センターの運営事業、介護支援ボランティア制度事業、生きがい対応型デイサービス事業の事業費に係る1号被保険者や2号被保険者が負担すべき分につきまして、保険料や支払基金交付金として介護保険特別会計の歳入となりますことから、一般会計に繰り出すものでございます。以上が介護保険特別会計の主なものでございます。

○田中委員長 ありがとうございます。これに対して何か御質問等はございませんか。

○勝田委員 314ページ、高齢者在宅生活支援配食サービスに関して教えてください。御利用者様の数とどのぐらいの頻度で利用されているかということ、2点まず教えていただきたいと思います。

○中山高齢福祉課長 御質問いただきました配食サービスのほうでございますが、昨年度は平均して117人の方が利用されておまして、3万3,114食と言われてもちょっとなかなか想像しづらい数字でございますが、お昼だけ頼む方、夕方だけ頼む方、あとは週に3回ほど頼む方、毎日頼む方、それぞれその状況によって違いがございします。

○勝田委員 初歩的な質問で申し訳ございませんが、利用していただける方の基準と、これは業者委託ですよね。その2点を。

○中山高齢福祉課長 利用される方の条件といたしましては、一人暮らしの高齢者又は高齢夫婦の世帯ということで、見守りが必要な方というのが条件でございします。こちらのほうは業者委託となっております。

○勝田委員 御利用料金はお幾らでしたでしょうか。

○中山高齢福祉課長 1食当たり400円となっております。

○勝田委員 ありがとうございます。もう1点お願いしたいんですが、隣のページの認知症カフェに関して教えてください。非常に大切な取組だというふうに思っております。カフェが始まった時には、市役所のほうへ委員の皆さんと一緒に何回か伺わせていただきました。そこで、このカフェの今の実績と、利用者が増えてる減っているというような変化と、その効果に関してカフェも大分始まって経ってますので、どのような御認識があるかということをお願いしたいと思います。

○中山高齢福祉課長 御質問いただきました認知症カフェでございしますが、こちら2か所で開催しておまして、参加者はもちろん認知症の方と御家族の方ということでございします。参加者の人数につきましては、今持ち合わせがないものですから後ほど

分かり次第報告させていただきたいと思います。効果といたしましては、同じ悩みを持った方同士がお話しをする場があるということで、非常に有意義な時間を過ごされてるということで認識しておりますが、まだまだこれからもっと人数を増やしていきたいなと考えているところでございます。

○勝田委員 人数は後で結構でございます。それと効果があるということで認識をされてると思うんですけども、それは御利用者様のアンケートとかそういったことからの結果ですか。

○中山高齢福祉課長 定期的に利用者様の意見というのは聴取しておりますので、そういったアンケートというよりは生の御意見を聴いての内容でございます。

○平岡委員 私も何度か認知症カフェ参加させていただきました。確かに利用している数、1回のカフェの利用者の数ってそう多くはないんですよ。でも、あれ以上多くなってもちょっと混乱を来すかなというふうに思っていました。すごく和気あいあいとした雰囲気だったので、本当にこの皆さん認知症の方なのかなというふうに一瞬思ったこともあって、本当にいい試みだな、でももうちょっと回数が増えるといいかなというふうには思いました。質問の一つ目は、昨年と同じ質問したんですけど、成年後見は今何名ぐらいの方が対象となっていらっしゃるのでしょうか。

○中山高齢福祉課長 今、対象者のリストというのを持ち合わせておりませんので、詳しくは答えできないんですが、まだ1桁の人数でございます。

○平岡委員 せっかくの取組なので、もうちょっと増えていただけるといいかなというふうには思うんですけども。それからもう1点。313ページの下のところ御説明はいただかなかったんですけども、徘徊高齢者家族支援サービス事業についてお聞かせいただけると有り難いです。

○中山高齢福祉課長 313ページの徘徊高齢者家族サービス事業でございますけれども、後ほど資料をもって説明したいと思います。よろしくお願いします。

○平岡委員 どうぞ後ほどよろしくお願いいたします。

○田中委員長 ほかに。

○水田保健福祉部長 ありがとうございます。先ほど御質問いただいた勝田委員と平岡委員のほうからも御意見いただいた認知症カフェなんですけども、課長のほうから2か所、今、カフェがあるという御説明をさせていただいたほかに、特定の店舗名を挙げさせていただいて恐縮なんですけども、土浦イオンのスターバックスのほうで店員さんにも御協力をしていただいて、店舗の中で認知症カフェを実施させていただいております。その中で、認知症になられている方があそこでお買い物をして、自分で好きな飲み物を購入されて、その飲み物を飲みながら様々な多職種の方とお話をしながら、支援されていらっしゃる方も交えてお話をされるという機会を設けさせていた

だいております。これは多分ほかでもなかなかやられてないような事業で、スターバックスさんのほうには感謝を申し上げているところでございます。引き続き場所をお借りしながら、それと平岡委員さんのほうからもお話があったように、あれ以上の人数をそれぞれのカフェで集めても、あまり効果がないだろうというところはおっしゃるとおりでございまして、もっともっと高齢者の方、それから認知症の方がいろいろな場所に出向いてお話をされるような機会、場所を提供していかなければならないというところは我々の課題で、例えば中学校地区の公民館を使ってとか、それぞれ集落にある公民館を使ってなどという機会をこれから創出していければなというところは考えているところでございます。あと、平岡委員さんのほうから御質問いただいた徘徊高齢者家族支援サービスですけども、GPSをつけた器具を高齢者の方に持ちあるかせていただいて、それでもし徘徊になったときに、現場を確認して探し当てるといようなシステムです。ということから、313ページの一番下の使用料賃借料、14ページにも跨る機械借上料というのは、GPS機器になります。御本人様を探し当てるために、御家族の方を支援するというサービスを提供させていただいているものでございます。

○平岡委員 よく防災無線でどういう方が今、行方不明になってるっていう放送があると思うんですけども、最近見つかるのが早くなってきたなっていうふうに感じていたんです。というのはこの成果なんですね。

○水田保健福祉部長 その方がこのGPSの機器を付けられていたかどうかというのは、そこまで我々も把握していないんですけども、お一人で歩いてて、周りの方があの方何でここにいるんだろう。何でこんな所歩いてるんだろうということでお声掛けをするという研修も、多職種の方に対して研修会を我々のほうで開催しておりまして、そういう一人ではいるとか、あの人ちょっとあやしいかなっていう方に対してなかなか声かけづらいというところは、やはり現実的にあるようでございます。そういう研修をいろいろな方に積んでいただいている成果がもしかしたら現われているのかなとは感じます。私も経験があるんですけども、夜中に一人の女性の高齢の方が、平岡委員の御自宅の近くの辺りで徘徊したケースで、4月の中旬の夜にその方に声を掛けさせていただいて、やはり神立中央のほうからずつかすみがうら市のほうに歩いてこられて、それも亡くなられた旦那さんのお墓参りを今からしに行くという話をされていらっしやいました。そういうふうに、そういう方にお話をかけるという壁がやはりあるのかなというところは感じますけども、危害を加えるような方でもないと思いますので、その辺はどんどんそういう足取りが怪しいかなって思われるような方には、分け隔てなく声を掛けて支援していくという環境もどんどん作っていききたいなとは考えてございます。

○平岡委員 やはり皆で認知症の高齢者を見守っていく、そういう環境づくりが大事なんだなということを今のお話で感じさせていただきました。ありがとうございました。

○田中委員長 ほかにございませんか。

(なしとの声あり)

○田中委員長 それでは、採決をしたいと思います。議案第39号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

○田中委員長 異議なしと認めます。よって議案第39号令和8年度土浦市介護保険特別会計予算は原案どおり決しました。ここで暫時休憩としたいと思います。

(午前11時5分休憩)

(午前11時15分再開)

○田中委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を進めていきます。つぎに、議案第49号令和7年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第5回)を議題といたします。資料は事前配付資料の議案第48号～52号をお聞きください。執行部より説明をお願いいたします。

○武井国保年金課長 追加の議案書42ページをお願いいたします。議案第49号令和7年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第5回)について御説明いたします。今回の補正は歳入歳出それぞれ386万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億3,538万円とするものでございます。歳入から説明させていただきますので、47ページをお願いいたします。7款繰入金、1項、1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金保険税軽減分につきましては、一般被保険者の低所得者に対する保険税軽減相当額を補填するもので、額の確定により、2,063万1,000円を減額計上するものでございます。2節保険者支援分につきましては、低所得者が多い国保保険者の支援分として国2分の1、県、市それぞれ4分の1で、保険税軽減の対象となった一般被保険者の数に応じて、平均保険税の一定割合を公費で補填するもので、額の確定により4,640万9,000円を増額計上するものでございます。3節未就学児均等割軽減分につきましては、未就学児に係る均等割保険税の5割軽減分の支援分として国2分の1、県、市それぞれ4分の1で補填するもので、額の確定により107万5,000円を減額計上するものでございます。8節産前産後保険料繰入金につきましては、出産に係る被保険者の産前産後期間における所得割及び均等割保険税軽減分として国2分の1、県、市それぞれ4分の1で補填するもので、額の確定により、51万8,000円を減額計上するものでございます。2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金につきましては、

今回の補正予算の歳入歳出の差額を財政調整基金基金繰入金で調整するもので、1,509万9,000円を増額計上するものでございます。9款諸収入、3項、1目一般被保険者第三者納付金、1節現物給付分につきましては、第三者行為による保険給付分の賠償金が当初予算を下回るため、減額補正することになり、同2項目目及び2節減給給付分につきましては、令和7年度に第三者行為の訴訟が終了していないため、合わせて4,315万1,000円を減額計上するものでございます。つづきまして、歳出でございます。48ページをお願いいたします。1款総務費、1項、1目、12節委託料につきましては、交通事故による第三者行為の訴訟に関する市の顧問弁護士委託料でございます。令和4年の定例会で訴訟の提起をお願いしたもので、令和7年度中の和解が困難なため、386万7,000円を減額計上するものでございます。

○田中委員長 これに対して何か御質問等はございませんか。

(なしとの声あり)

○田中委員長 ないようなので、採決をいたします。議案第49号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

○田中委員長 異議なしと認めます。よって議案第49号令和7年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第5回)は原案どおり決しました。つぎに、議案第50号令和7年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算(第5回)を議題といたします。執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 追加議案書49ページをお願いいたします。議案第50号令和7年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算(第5回)について御説明いたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億7,765万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5,459万2,000円とするものでございます。歳入から説明させていただきますので、54ページをお願いいたします。1款後期高齢者医療保険料1項1目及び2目普通徴収保険料でございます。後期高齢者医療保険料につきましては、被保険者の医療給付費に充てる財源として徴収するもので、当初予算を上回る歳入があったため、1億9,686万7,000円を増額計上するものでございます。3款繰入金、1項、2目保険基盤安定繰入金でございます。説明欄1項目目の保険基盤安定負担金低所得者の保険料軽減分の繰入金につきましては、低所得者の保険料軽減分を公費で負担するための繰り入れで、額の確定により1,864万3,000円を減額計上するものでございます。また説明欄2項目の同負担金、非被用者保険被扶養者の保険料軽減分の繰入金につきましては、後期高齢者医療保険制度加入前に会社の社会保険等の健康保険の被扶養者であった場合、加入後2年間に限り、保険料が軽減となり、その分を公費で負担するための繰り入れで、額の確定に

より57万3,000円を減額計上するものでございます。続きまして、歳出でございます。55ページをお願いいたします。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。後期高齢者医療保険料納付金につきましては、歳入でも御説明いたしましたが、徴収額が予算額を上回るため、県広域連合への納付金支出額についても、当初予算では不足が生じるため、1億9,686万7,000円を増額計上するものでございます。また後期高齢者医療保険基盤安定納付金につきましては、低所得者等の保険料軽減に係る公費負担分を広域連合に納付するもので、額の確定により1,921万6,000円を減額計上するものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○田中委員長 これに対して何か御質問等はございませんか。

(なしとの声あり)

○田中委員長 ないようなので、採決をいたします。議案第50号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

○田中委員長 異議なしと認めます。よって、議案第50号令和7年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算(第5回)は、原案どおり決しました。つぎに、議案第51号令和7年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第4回)を議題といたします。執行部より説明願います。

○中山高齢福祉課長 追加議案書の56ページをお願いいたします。議案第51号令和7年度土浦市介護保険特別会計補正予算でございますが、今回は令和7年度の収支の見込みに基づきまして、それぞれの予算科目において増減を行い、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ2,286万6,000円追加し、予算の総額を136億3,520万5,000円とするものでございます。歳入のほうから61ページをお願いいたします。1款保険料、1項、1目第1号被保険者保険料、1節の現年度分特別徴収保険料につきましては、収入見込額が当初見込額を上回ることが見込まれたことからの増額。2節現年度分普通徴収保険料につきましては、収入見込額が当初見込額を下回ることが見込まれたことからの減額。3節過年度分保険料につきましては、収入見込額が当初見込額を下回ることが見込まれたことからの減額でございます。3款、1項、1目介護給付費負担金につきましては、保険給付費の国の負担分でございます、内示額に基づき増額するものでございます。2項、1目の調整交付金につきましては、国庫負担金の調整分で交付決定に基づき減額するものでございます。2目地域支援事業交付金につきましては、介護予防日常生活支援総合事業の国の負担分で内示額に基づき減額するものでございます。同じく3目の地域支援事業交付金の介護予防日常生活支援総合支援事業以外の地域支援事業につきましては、国の負担分でございます、内

示額に基づき減額するものでございます。4 目介護保険災害臨時特例補助金につきましては、東日本大震災による避難指示区域から避難者の介護保険料軽減分に対する国からの補助でございまして、国の交付決定に基づき増額するものでございます。5 目保険者機能強化推進交付金につきましては、市町村による高齢者の自立支援重度化防止等の取組を支援するために創設された交付金で、内示額に基づき増額するものでございます。6 目介護保険保険者努力支援交付金につきましては、同じく市町村による予防介護健康づくりの高齢者の自立支援、重度化防止等の取組を支援するための交付金で内示額に基づく増額でございます。6 2 ページをお願いします。8 目介護保険事業費補助金につきましては、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業で、市町村実施分に対し交付される補助金でございまして、内示額に基づき、1 0 0 %増額するものでございます。4 款、1 項、1 目介護給付費交付金につきましては保険給付費の4 0 歳から6 5 歳未満の第2 号保険者の保険料負担分でございまして、支払基金の内示額に基づき減額するものでございます。2 目地域支援事業支援交付金につきましては、介護予防日常生活支援事業の第2 号被保険者の負担分で、支払基金の内示額に基づき増額するものでございます。5 款、1 項、1 目介護給付費負担金につきましては保険給付費の県の負担分でございまして、内示額に基づき減額するものでございます。6 款、1 項、1 目利子及び配当金につきましては、介護給付費の準備基金の利息で、見込額に基づき増額するものでございます。7 款、1 項、1 目介護給付費繰入金につきましては、保険給付費の市負担分で当初の見込みよりも上回ることが見込まれたことから増額するものでございます。2 目地域支援事業繰入金につきましては、介護予防日常生活支援総合事業の市の負担分で、当初の見込みよりも上回ることが見込まれたことからの増額。6 3 ページをお願いいたします。3 目同じく地域支援事業繰入金ですが、介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援事業につきましても負担金分で当初の見込よりも上回ることが見込まれたことからの増額でございます。4 目低所得者保険料軽減繰入金につきましては、国、県の交付決定に基づき増額するものでございます。5 目その他一般会計繰入金につきましては人件費の見込みにより減額するものでございます。2 項、1 目介護給付費準備基金繰入金につきましては、保険料収入や国県支出金等が歳出に対し不足する場合、基金を取り崩して充当するもので、今回歳出に対し歳入が不足することが見込まれたことから増額するものでございます。8 款、1 項、1 目繰越金につきましては、令和6 年度の事業実績に基づき追加交付される国と県の地域支援事業の交付金のうち、相殺により見えなくなるものになる分を増額するものでございます。9 款、1 項、1 目第1 号被保険者延滞金につきましては、収入見込額が当初見込額を下回ることが見込まれたことからの減額するものでございます。2 項、1 目第三者納付金につきましては、収入見込額が当初見込額を下回る

ことが見込まれたことによる減額でございます。2目の返納金につきましては介護給付費の返還金で、返還額に合わせて増額するものでございます。64ページに跨りますが、3目の雑入につきましては、事故損害賠償の保険金で保険額に合わせて増額するものでございます。つづきまして、歳出のほうを御説明させていただきますので、65ページをお願いいたします。3款地域支援事業、1項、1目介護予防生活支援サービス事業につきましては、利用者の増加により当初予算では不足することから増額するものでございます。2目の介護予防ケアマネジメント事業につきましては、こちらも利用者の増加により当初予算では不足することから、増額となったものでございます。4款基金積立金、1項、1目介護給付費準備基金積立金につきましては、基金運用利息や第三者納付金、介護給付費返還金などを基金に積立するもので、当初の見込額を下回る見込みであることから減額するものでございます。

○田中委員長 これに対して何か御質問等はございませんか。

(なしとの声あり)

○田中委員長 ないようなので採決をいたします。議案第51号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

○田中委員長 異議なしと認めます。よって、議案第51号令和7年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第4回)は、原案どおり決しました。以上で当委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。執行部からその他ございませんか。

○矢内生涯学習課長 先週の委員会のほうで、平岡委員のほうから亀城プラザの講座についてお話いただいた件で御報告させていただきたいと思います。亀城プラザは今回の値上げの関係もありまして、講座の受講料を値上げする予定ということで伺っています。講師に対しての謝礼もそれに伴って若干上げる方向で調整しているそうです。ただ、産業文化事業団では、水郷体育館や亀城プラザのほかに、ワークヒルも同じように講座をやっております、統一することも検討しているそうなんですけども、そこまでは至らずに、各施設ごとの判断で受講料を決めることでやっております。ただ、受講料を上げることにしましては、来年度の4月1日からの受講料を上げると聞いております。私たちのほうでも公民館でも講座を開催しております、公民館のほうは8館あるんですけども、全て講師謝礼は8,000円と内規で決めております。ただ補助員などを付ける場合にはその半額の4,000円です。今後、鈴木委員のほうからもありましたとおり、分類ごとでの統一なども考えなければならないと思ってまして、講師のレベルですとか、内容ですとか、材料費とかも掛かるものがあるんですけども、そういったものも含めて統一できるような形で検討をこれから進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○田中委員長 これに対して何か御質問等はありませんか。

(なしとの声あり)

○田中委員長 それでは、以上で文教厚生委員会を閉会いたします。